

## 障がい者雇用推進事業主登録申請書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

申請者 所在地  
会社名  
代表者  
電話番号担当者名  
E-Mail

下記のとおり、障がい者雇用推進事業主の登録を受けたいので、障がい者雇用推進事業主等からの物品等調達に関する要綱第4条の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

1 資本金の額	千円
2 県内事業所数	か所
3 県内事業所の法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数 (様式第1号の2の⑧の合計)	人
4 県内事業所の障がい者の数 (様式第1号の2の⑪の合計)	人
5 対象希望物品等 ※ 対象希望物品等で事業主において取り扱っているもの	
6 その他取扱い物品等(参考) ※ 対象希望物品等以外で事業主において取り扱っているもの	
7 希望登録開始日	

※ 登載番号が記載されている競争入札参加資格審査申請書(物品等の調達)の写しを添付すること。なお、申請中の場合も、同申請書の写しを添付すること。

様式第1号(2)

障がい者就労施設等(第2条第3号ハに規定する事業所に限る)登録申請書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

申請者 所在地  
会社名  
代表者  
電話番号

担当者名  
E-Mail

下記のとおり、障がい者雇用推進事業主等からの物品等調達に関する要綱(以下「要綱」という。)第2条第3号ハに規定する事業所の登録を受けたいので、要綱第4条の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

特例子会社の事業所は2まで記入すること。

1 登録を受けようとする事業所の名称及び所在地	名称 所在地
2 特例子会社の名称及び所在地 特例子会社の事業所のみ記入すること。	名称 所在地
3 登録を受けようとする事業所の法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数(様式第1号の2の(2)⑧の合計)	人
4 登録を受けようとする事業所の障がい者の数(うち重度身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者の数)(様式第1号の2(2)の⑪と⑫)	人 ( 人)
5 対象希望物品等 ※ 対象希望物品等で事業主において取り扱っているもの	
6 その他取扱い物品等(参考) ※ 対象希望物品等以外で事業主において取り扱っているもの	
7 希望登録開始日	

様式第2号

障がい者雇用推進事業主（障がい者支援施設等・第2条第3号ハ）  
登録申請審査結果通知書

雇 第 号  
令和 年 月 日

殿

山形県知事 吉村 美栄子

令和 年 月 日付けで申請のあった内容について、障がい者雇用推進事業主等からの物品等調達に関する要綱第4条第2項の規定により、下記の内容について登録しましたので通知します。

記

1 所在地	
2 会社名（事業所名）	
3 代表者名	
4 電話番号	
5 県内事業所数	か所
6 県内（登録）事業所の法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数	人
7 県内（登録）事業所の障がい者の数	人
8 対象品目等	
9 登録期間	

障がい者就労施設等（第2条第3号ハに規定する事業所を除く）登録届出書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

届出者 所在地  
 名称  
 代表者  
 電話番号

下記のとおり、障がい者雇用推進事業主等からの物品等調達に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第3号イ、ロ、ニ、ホに規定する施設等の登録を受けたいので、要綱第5条の規定により届け出ます。  
 なお、この届出書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

障がい者支援施設等概要	1 障がい者支援施設等種別 (該当番号を○で囲む)	優先調達推進法関係	イ	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）第5条第12項に規定する障害者支援施設
				2 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所
				3 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援事業所
				4 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援事業所(A型、B型)
				5 障害者総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センター
		ロ	6 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所等）	
			ニ	7 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
		8 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体		
		それ以外	ホ	9 障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」のうち、上記イ以外の事業を行う者
				10 障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者
11 障害者総合支援法第5条第25項に規定する移動支援事業を行う者				
12 障害者総合支援法第5条第27項に規定する福祉ホームを運営する事業を行う者				
13 福祉的就労の場を営む者で、上記ロ以外の者				
2	施設名			
3	所在地(住所)			
4	施設長名			
5	担当者名			
6	電話番号			
7	FAX番号			
8	施設定員(利用者数)			
9	E-Mail			
10	山形県競争入札参加資格者名簿登載の有無	登載あり	登載なし	

取扱希望品目	種目番号・区分(注)	品目	品目の説明	単位・単価等

(注) 「種目番号・区分」欄には、取扱希望物品等に係る別紙「営業種目区分表」の種目番号及び営業種目を記入すること。

〈添付資料〉取扱希望品目に係るパンフレット、写真等

営業種目区分表  
(物品販売)

種目番号	営業種目	営業品目(例示)
1	貴金属・時計類	金、銀、宝石、時計、眼鏡等
2	工芸品類	カップ、メダル、記章、鋳造品、記念品、贈答品等
3	看板・旗類	看板、旗、プレート、スクリーン印刷等
4	写真類	カメラ、現像、焼付、フィルム、写真材料、マイクロ写真等
5	印章類	印鑑、ゴム印等
6	楽器・書籍類	楽器、レコード、書籍、出版物等
7	スポーツ用品類	運動器具、レジャー用品、娯楽用品等
8	木工品・家具類	木工品、一般家具、室内装飾品(じゅうたん、畳、カーテン)等
9	繊維・皮革製品類	制服、寝具、靴、カバン、テント、シート、暗幕、合成樹脂製品等
10	文具・事務調度品類	文房具、用紙類、コンピュータ関連用品、事務机、金庫、ロッカー等
11	事務機器類	複写機、タイプライター、ワープロ、電卓、シュレッダー等
12	情報機器類	コンピュータ、コンピュータソフト(既製品)、サーバー等
13	通信機器類	無線機、レーダー、放送機器等
14	電機・音響機器類	家電製品、照明機器、視聴覚機器等
15	薬品・塗料類	医薬品、試薬品、農薬品、工業薬品、塗料等
16	医療機器類	医療機械、生体検査機器、医療器具類
17	計測・理化学機器類	各種計測機器、理化学分析装置、光学機械等
18	産業機器類	工作機械、発電機、モーター、配電盤、ボイラー、ポンプ等
19	農業・土木建設機械類	耕運機、トラクター、ドーザ、グレーダ等
20	消防防災機器類	消防自動車、消防ポンプ、火災報知器、防護マスク、消防用品等
21	厨房・環境衛生機器類	厨房機器、空調機器、汚水処理機器、焼却炉、浴槽等
22	雑貨・日用品類	清掃用品、荒物、硝子機器、陶磁器、造園用品等
23	自動車類	自動車、オートバイ、スノーモービル等
24	自動車付属品自転車類	タイヤ、自動車用品、自転車等
25	印刷類	活版、写植、タイプ、フォーム、特殊ラベル、カーボン等
26	地図・青写真・複写類	地図、青写真、複写、航空写真等
27	燃料類	石油製品、高圧ガス、酸素、LPガス等
28	百貨店	
29	道路標識・安全保安用品類	道路標識、交通安全用品、信号機器、保安用品、警察装備品等
30	船舶類	船舶、船舶用品、航空機部品等
31	その他	上記のいずれにも属さない物品の販売

(物品買受け)

種目番号	営業種目	営業品目(例示)
40	古物・不用品買受類	鉄屑、古紙、廃液、古物、古自動車等の買受け

(役務)

種目番号	営業種目	営業品目(例示)
50	映像制作・広告・宣伝類	ビデオ・スライド制作、広告サービス、催事関係、宣伝等
51	調査・研究類	市場調査、環境調査、検査測定(構築物以外)、研究等
52	情報処理類	情報処理サービス、システム開発、ソフトウェア開発、ネットワーク整備等
53	賃貸借類	レンタル、リース
54	構築物管理類	建築物清掃、環境衛生管理、各種設備機器運転・保守点検等
55	警備・受付類	施設警備、機械警備、受付、電話交換等
56	施設(構築物以外)管理類	交通安全施設保守点検、道路・公園の清掃、植栽等管理、上下水道施設管理等
57	廃棄物処理類	一般廃棄・産業廃棄・再生資源に係る収集、運搬、処理、処分等
58	運送類	運送サービス(陸上、海上、航空含む)、宅配サービス等
59	車両・船舶等整備類	自動車、船舶、航空機等の整備
60	その他のサービス類	上記のいずれにも該当しないサービスの提供

様式第4号

障がい者雇用推進事業主（障がい者就労施設等・第2条第3号ハ）  
登録内容変更届出書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

申請者 所在地

会社名

代表者

（年号） 年 月 日付けで通知のあった登録内容について、下記のとおり変更がありましたので障がい者雇用推進事業主等からの物品等調達に関する要綱第6条の規定により、届け出ます。

記

変更内容

※ 申請書の写しを朱筆訂正したものを添付すること